平成２６年（フ）第５０１号
大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ32―504号、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市生瀬町２丁目７番12号
破産者　武島　隆一
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２９号
兵庫県伊丹市瑞穂町４丁目８番地１サンジュエール瑞穂101号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市鋳物師４丁目３番地２　206号
破産者　長尾　康幸
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３０号
兵庫県伊丹市瑞穂町４丁目８番地１サンジュエール瑞穂101号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市鋳物師４丁目３番地２　206号
破産者　長尾　弥生
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６８号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目29番47号　双葉マンション10号
破産者　樋上　京子
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６９号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目２番１号　重田マンション20Ｄ
破産者　樋上　慎一
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６０８号
兵庫県尼崎市大庄北３丁目５番１号　ツインズ小西305
破産者　紬野　和美
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６５８号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目20番20号　尾浜荘１－３
破産者　瀬川美代子
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７号
兵庫県宍粟市一宮町安積698番地、従前の住所東京都三鷹市井の頭５丁目17番39―109号
破産者　御園万寿雄
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２号
兵庫県姫路市南新在家13番２号
破産者　田本　　純
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１２号
香川県東かがわ市三本松680番地65
破産者　藤川　博文
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３号
香川県高松市国分寺町新名688番地３　サーパス国分寺601
破産者　松原　憲治
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
愛媛県大洲市東大洲344番地ルイスキャロル303号
破産者　髙砂　誠一
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第３４号
愛媛県越智郡上島町弓削佐島305番地
破産者　長島　直子
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第６４７号
北九州市八幡西区春日台１丁目７番７号
破産者　竹下　幸子（旧姓大内田）
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１００号
北九州市小倉南区中曽根３丁目10番20―403号
破産者　田代　浩二
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1333番地　町住向陽団地52―１－８
破産者　祝園　武洋
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２８年（フ）第３８号
相模原市緑区三ケ木420番地８
破産者　ボンサック　ハヤト
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６号
兵庫県淡路市岩屋430番地１
破産者　下原　照子
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
島根県益田市美濃地町イ1588番地１、前住所島根県浜田市三隅町岡見596番地１
破産者　竹本　典生
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部